

組織改正に伴う使用施設保安規定の 変更について

令和3年10月6日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料技術開発センター

1.保安規定の変更について

【目的】

- ◆ プルトニウム燃料技術開発センターの主要事業をより一層効果的かつ効率的に展開できる組織とすることを目的に、組織改正を実施する。

【変更内容】

- ① プルトニウム燃料施設整備室と技術課を統合して技術管理課とする。
なお、プルトニウム燃料整備室長の職務の一部（プルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新）は、処理技術課長へ移管する。
- ② 試験第1課と試験第2課を統合して処理技術課とする。

【変更理由】

- ① プルトニウム燃料施設整備室と技術課を統合することにより、これまで別々の課室で実施してきた施設整備に係る調整業務及び技術開発に係る調整業務を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。
- ② 試験第1課と試験第2課を統合するとともに、処理技術課長がプルトニウム燃料整備室長の職務の一部を引き継ぐことにより、これまで核燃料物質の貯蔵に係る業務の一環として別々の課で実施してきた熱処理ペレット化及び保管体化並びにこの業務に関連するプルトニウム燃料造設備の保守、改造等を一組織で一貫して実施できる体制を構築するため。

2.職務の変更について

- ①プルトニウム燃料施設整備室と技術課の統合 -

(変更前)

【プルトニウム燃料施設整備室長】

プルトニウム燃料施設整備室長は、**プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務**並びに**プルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新**に係る業務を行う。

【技術課長】

技術課長は、**プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務**を行う。



(変更後)

【技術管理課長】

技術管理課長は、**プルトニウム燃料技術開発センターの技術開発に係る調整業務**及び**プルトニウム燃料技術開発センターの施設の整備に係る調整業務**を行う。

プルトニウム燃料整備室長の職務の一部（**プルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新**）は、処理技術課長へ移管する。

2.職務の変更について

- ②試験第1課と試験第2課の統合-

(変更前)

【試験第1課長】

試験第1課長は、**ペレット製造工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行うとともに、プルトニウム燃料第三開発室の固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。**

【試験第2課長】

試験第2課長は、**加工組立工程に係る設備の管理及び核燃料物質の貯蔵に係る業務を行う。**



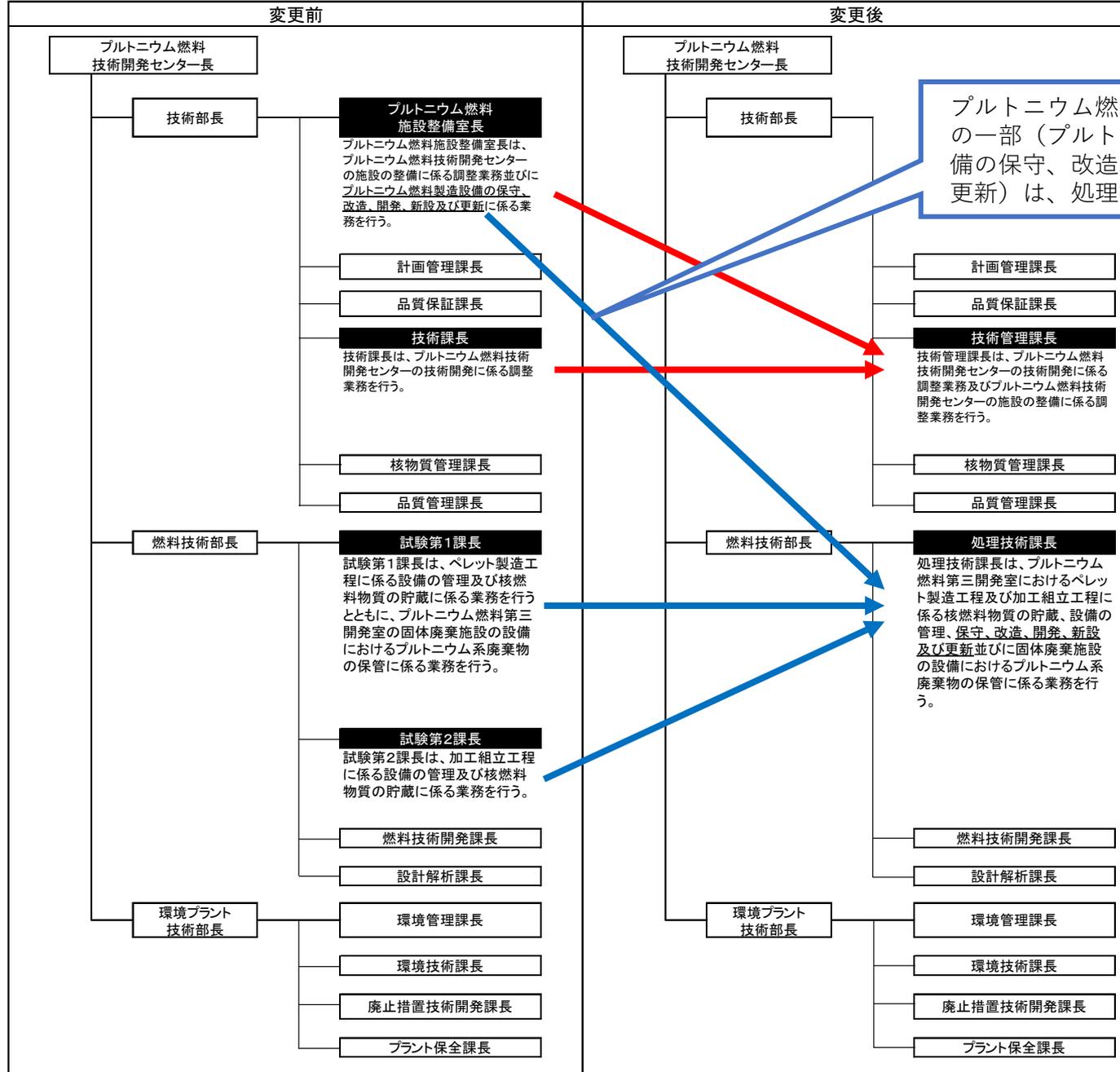
(変更後)

【処理技術課長】

処理技術課長は、**プルトニウム燃料第三開発室におけるペレット製造工程及び加工組立工程に係る核燃料物質の貯蔵、設備の管理、保守、改造、開発、新設及び更新並びに固体廃棄施設の設備におけるプルトニウム系廃棄物の保管に係る業務を行う。**

プルトニウム燃料整備室長の職務の一部（**プルトニウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新**）は、処理技術課長へ移管する。

3.組織体制の変更



プルトリウム燃料整備室長の職務の一部（プルトリウム燃料製造設備の保守、改造、開発、新設及び更新）は、処理技術課長へ移管

4.まとめ

核燃料物質の使用等に関する規則

第2条の12（保安規定）

第1項第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織

上記条文に対する「使用施設等における保安規定の審査基準」の記載内容（抜粋）

1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。

- ◆ 変更前の組織の長の保安に関する職務は、変更後の組織の長が引き継ぐ。
- ◆ 職務及び組織に関して、保安規定の審査基準において明記が要求されている「保安の監督に関する責任者」について変更はない。
- ◆ 変更後においても、使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容は定められている。

施行日（希望）

令和4年1月1日